

登録簿

届 出 番 号	14	-	2	-	22	開 始 年 月 日	令和5年06月20日	変 更 年 月 日	令和7年04月01日
局コード	116	局名	生活文化局			部コード	14	部名	消費生活部
課コード	2	課名	取引指導課						
同一の事務を所管する課									
保有個人情報を取り扱う事務の名称		デジタル広告表示適正化対策専門助言委員会							
保有個人情報を取り扱う事務の目的		東京都表示適正化対策事業において、不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づくデジタル広告に関する事業者調査、指導、情報提供等に関する措置を適正かつ迅速に処理する上で高度専門的な判断を必要とする事項について、専門的な立場から助言を適時に得る。							
保有個人情報の対象者の範囲		東京都デジタル広告表示適正化対策専門助言員							
保有個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活等			その他		
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☒ 年齢 ☒ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス	☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴	☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻	☒ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味			☐ 口座情報 ☐ その他*		
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☐ 電磁的記録 ☐ オンライン結合							
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*							
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号							
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☒ 無 ☐ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*							
備考									
*を付した項目について 具体的内容等を記載									
事務を廃止した場合		廃止年月日：				文書保存期限：			